

I 平成31年度事業計画

1 事業の推進方策

(1) 農地中間管理事業

① 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に平成26年にスタートした農地中間管理事業が5年を経過した。

この間、本県における農地中間管理事業の転貸面積は、累積で約3,000ha、うち新規面積は約1,200haとなった。

平成30年度は、基盤整備事業との連携による参入企業の用地確保や新規就農者を対象とした農地の中間保有等の新たな取組を始め、機構利用につなげた。

一方で、新たな受け手の登録が減少し、受け手の機構利用がほぼ一巡したこと等から、転貸面積は585ha、うち新規面積は225haといずれも前年を下回った。

このため、県においては、「平成31年度大分県農地集積重点戦略指針」を作成し、ターゲットを絞った重点実施区域への重点支援を行うことで、既存の担い手の規模拡大だけでなく、基盤整備事業による圃場条件の改善や、新規就農者や企業参入等新たな担い手の確保等の重点取組を積極的に進めながら、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の推進に取り組むこととした。

当機構としても、国において改正された所有者不明農地対策の活用や農地中間管理事業の5年後見直しによる制度改正等に、関係機関と連携して迅速に対応し、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を推進する。

② 重点的取り組み事項

ア 推進体制の強化と連携

農地中間管理機構駐在員と各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員、市町農地集積推進員が連携・協力して、農地の出し手と受け手の利用調整を図る。

市町独自の意欲ある取組を支援するため、新たに駐在員を増員し、関係市町に配置する。

イ 農地中間管理事業重点実施区域への重点推進

基盤整備事業実施地区、水田畑地化推進地区等、人・農地プランの実質化に取り組む地区を中心に、各市町が申請し農地中間管理機構が指定する「農地中間管理事業重点実施区域」の集積目標の達成に向け、関係機関が一体となって重点推進し機構利用の向上を図る。

ウ 担い手への農地中間管理事業の活用促進とフォローアップの徹底

「担い手リスト」に基づき認定農業者（個別経営体・集落営農法人・参入企業等）や認定新規就農者等に対し規模拡大意向の確認を行うとともに、農地中間管理事業の活用を積極的に働きかける。また、マッチング後のさらなる規模拡大等を支援するなどフォローアップを徹底する。

エ 出し手情報の共有と優良農地情報の公表

農業委員会が実施する農地の利用意向調査による「農地の出し手情報」を関係機関で共有するとともに、機構への貸付を希望しているが、賃借権の設定ができていない農地及び農業委員会が調査した遊休農地のうち一定の面積規模を有しているなどの機構の借受条件を満たす農地を、優良農地情報として機構のホームページで公表し受け手とのマッチングを促進する。

(2) 畜産公共等事業

草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）

近年、増大している遊休耕地を畜産的に利用することにより、肉用牛振興を図るとともに、中山間地域の保全に資する。また、遊休牧野や既存牧野等、粗飼料生産基盤を整備し、畜産経営を強化することで、中山間地域の活性化を図る。

(3) 担い手対策事業

中山間地の多い本県農業においては、特に高齢化による担い手不足と後継者不足が著しく、新たな担い手づくりに迫られている中、「農業」を職業選択の一つとしてとらえ農業法人等への雇用就農を希望する青年や退職者の関心が高まっている。

また、県下の殆どの市町等において就農学校やファーマーズスクールが設置され、新規就農者を確保、育成する新たな仕組みが整備されている。

県はこのような状況の中、就農相談の専任職員を配置し県内外の就農希望者に対し、各種の情報提供や就農支援体制を整備するなど、新規就農者の確保・育成を強力にサポートしている。この結果、23年度からの5年間に目標を上回る1045名を確保した。28年度以降も高い目標を掲げて新規就農者の確保・育成に取り組んでいる。

当公社は、こうした動きに連動して新規就農者を確保・育成するため、県と連携するとともに、「豊の国農業人材育成基金事業」の目的である次代を担う青少年を対象とした長期的・体系的な担い手対策も含めて幅広く展開する。

また、県新規就農相談センターとして、青年等の農業参入に必要な情報提供等を進めて担い手の確保・育成を加速するため、県、市町村及び農業関係団体等と密接な連携をもとに、次の対策を実施する。

ア 担い手対策

就農希望者が求める多様なニーズに応えるため、就農学校やファーマーズスクールを運営する市町等と連携して就農相談活動を強化するとともに、農業法人等に職を求める若者や退職者等の要望に対して、無料職業紹介事業を積極的に展開するなど、担い手の確保・育成対策を強化する。

また、地域において学童等を対象に実施する農業体験学習等に対し助成し、農業・農村の理解を深める。更に、若い農業者組織の農業経営等に関する活動に対し助成し、相互の連携、技術の向上、地域の活性化を図る。

イ 青年就農者の確保対策

就農に向けて就農学校やファーマーズスクール等で就農技術研修を受ける者に対して国の農業次世代人材投資事業（準備型）で資金を交付することにより、青年の就農意欲の

喚起と就農後の定着を進め、青年就農者の大幅な増加を図る。

(4) 大規模リース団地整備支援対策事業

新たに施設型農業を目指す者や農業後継者の規模拡大を容易にするために、公社が事業主体となり栽培施設等を整備し、リースすることで、農業者の初期負担を軽減し、経営感覚の優れた企業的経営規模を有する農業者を確保するとともに、産地規模の拡大や競争力のある産地づくりを図る。

(5) 世界農業遺産継承事業

世界農業遺産は、社会や環境に長年適応しながら形作られた農業の土地利用や伝統的な農業文化、景観、生物多様性に富んだ地域を次世代へ継承することが目的とされている。

平成25年度に国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されたことから、平成26年度に県及び県内の金融機関からの借入により公社にファンドを造成している。平成31年度も、その運用益から県下での世界農業遺産に関連する農業文化の継承や地域の活性化への取り組みを支援する組織に助成することで、農業遺産の次世代への継承を図る。

(6) 受託事業

大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館については、設置目的や指定管理者募集要項の趣旨並びに公共施設としての役割等を認識し、指定管理申請時に提案した三つの目指すべき姿、『農業・農村と消費者の架け橋』、『子どもの笑顔がはじける憩いの場』、『県民に支えられともに育つ公園』の実現に向け管理運営を行う。

具体的には、県産農林水産物を使った食を提供する『おおいたベジフルフェスタ』を来年度も引き続き年4回開催するとともに、これまで園外（正門前）に位置していた農協直売所を豊の国物産館内に誘致したことにより、飲食・販売を通じて高品質の県産農林水産物を提供する。

また、新たな取り組みとしてフラワーガーデンを再整備し、春はネモフィラ、夏・秋はコキア等を一面に植栽することにより、四季を通じて草花を観賞できるゾーンを設けるとともに、園内の高木（雑木）を一部伐採し、モミジの増植及び散策道の整備による「モミジ谷」の充実を図り、秋の紅葉シーズン等における景観の保全にも力を入れる。

入園者の増加対策として引き続き北九州地域の企業・自治体等の訪問を強化する。さらに新規イベントの企画や果樹園での収穫体験の拡充を図るとともに、県内外の旅行会社・バス会社等に対しツアー誘致に積極的に取り組む。

国東半島宇佐地域の世界農業遺産については、公園内散策コース内に新たにスタンプラリーを設置し、来園者に楽しみながら学ぶ場を提供するとともに、別府大学と連携しながら稲作・七島イ等の農業体験も実施する。

都市農村交流研修館については、予約無しで参加できる体験講座を大幅に増やし、一般の方が参加しやすい環境を創出するとともに、新たな取り組みとして地元との連携による講座を開講する。

農山漁村女性とは、引き続き連携を密にし、特に若手農山漁村女性のスキルアップをバックアップする。

公園、研修館とも目標達成に向け、利用者アンケート等を基にニーズに的確に答えられるきめ細かな事業展開を行うとともに、サービスの向上に向け職員研修を一層強化する。